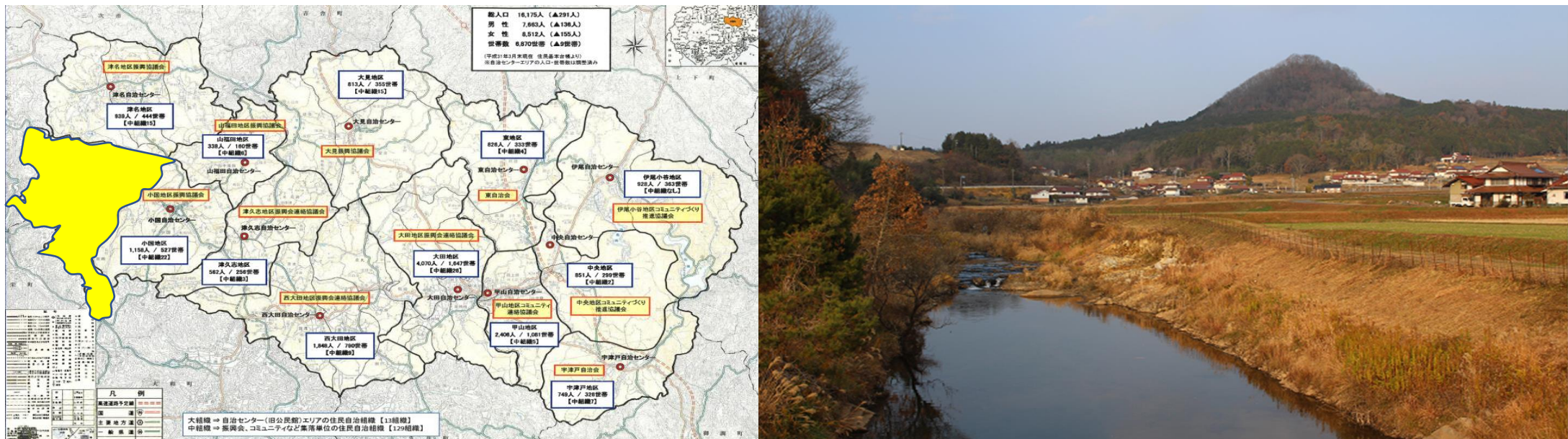


地域づくりと移動支援

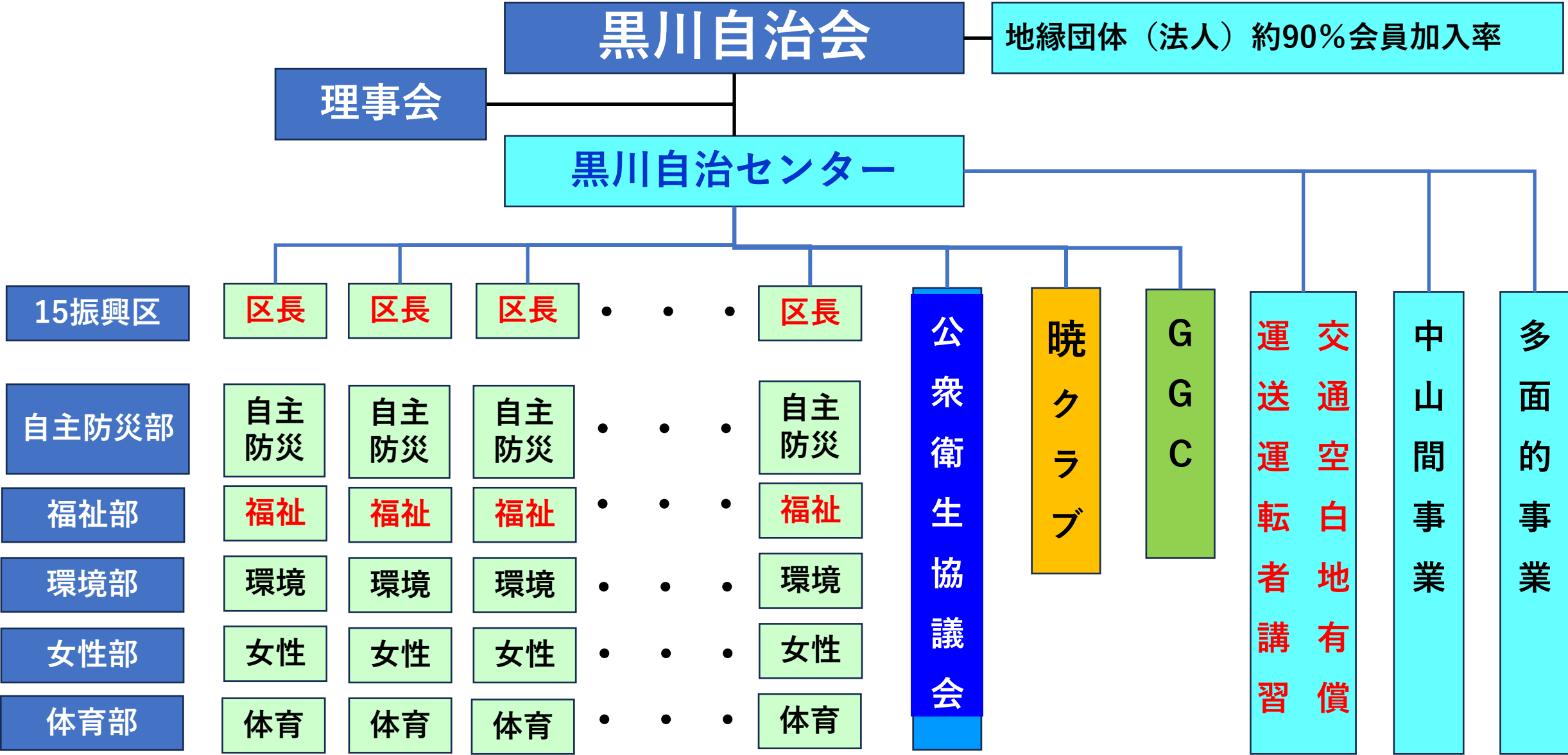
世羅町 黒川自治センター
センター長 藤戸 文昭(トウド フミアキ)

□黒川地区の紹介

- ・黒川地区は、世羅町の西の玄関口（東広島市・三次市に隣接）
- ・人口635人、287世帯、高齢化率53%
- ・“せらにし富士”ともよばれる黒川明神山の山麓に広がり、中央部を日本海へと注ぐ美波羅川
- ・地域の基幹産業は、水稻・アスパラ・花・果樹等、



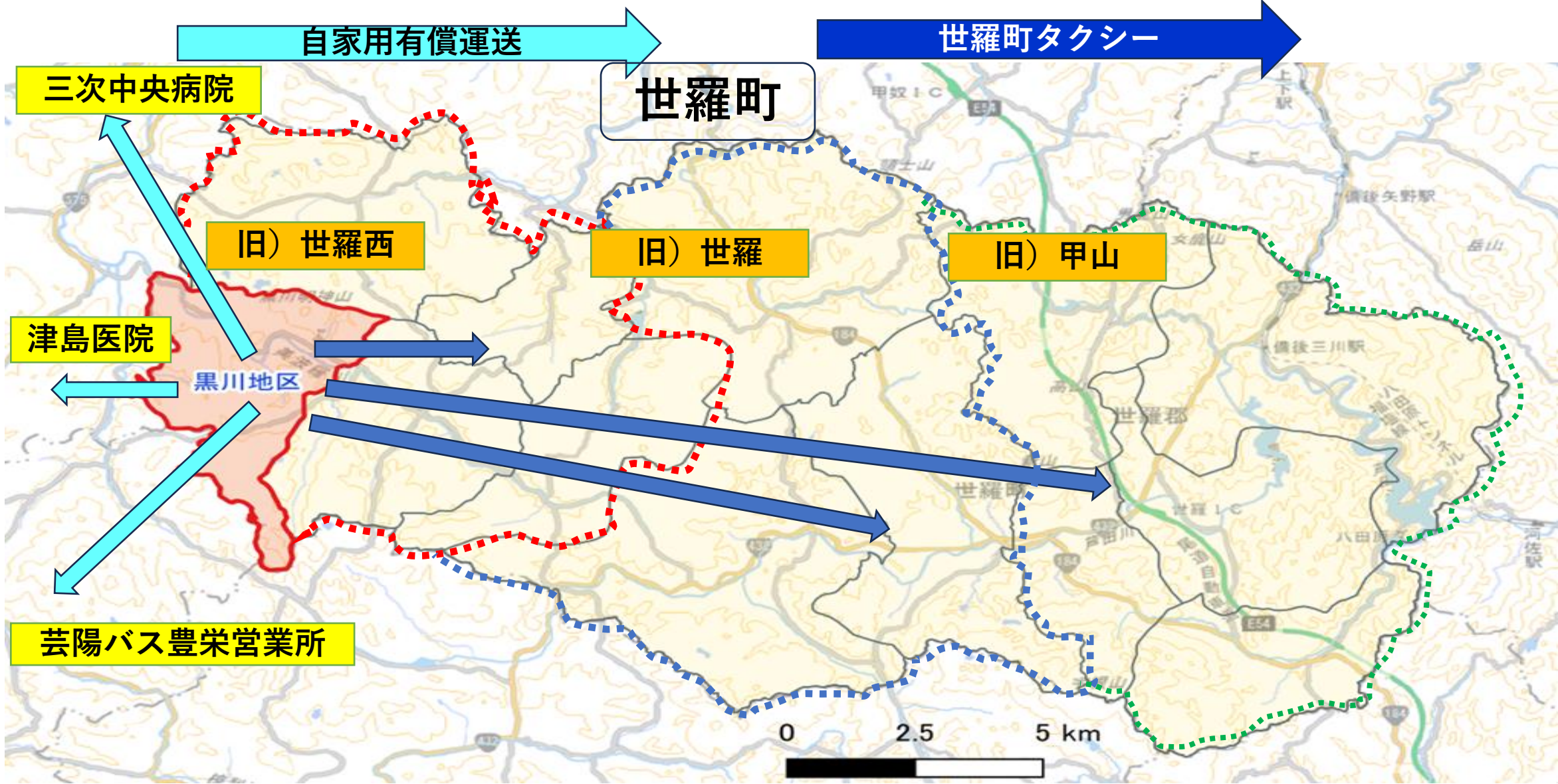
黒川自治会組織の紹介



黒川地区内の移動支援内容

移動手段	利用できる 送迎サービス	行きたい場所 (目的地)	運行日	運行ダイヤ
現行移動手段	せらまち タクシー (町内)	世羅町内 (黒川地区内を含む)	平 日	(行き) 8:00/9:20/10:40/14:00 (帰り) 11:30/13:00/15:00/16:00/16:30
		片道 300円/人		
	自家用有償運送 (町外)	三次中央病院	月・火 金	(行き) 8:15 (帰り) 11:00/14:00
		片道 1,200円/人		
		津島病院	水	(行き) 8:00 (帰り) 11:00
		片道 300円/人		
		芸陽バス 豊栄営業所	火	(行き) 9:00 (帰り) 15:50
		片道 900円/人		
1月末 スタート	ボランティア送迎 (黒川地区内のみ)	黒川地区内	土・日	(運行時間帯) 08:30～16:00

A-2 黒川地区の移動支援の現状



せら西地域の課題⇒高齢者の移動支援

- せら西地域の移動支援会議

どの地域も、困りごとの1位は『移動』

地域の者が、地域の人を移動支援が出来ないか？

4年前から、ほぼ毎月、社会福祉協議会が中心となり福祉課、せら西地域5地区（津久志・小国・山福田・津名・黒川）の自治会長、自治センター長が集まり、定期的に移動支援の対応策について約2年間定期的に打合せを行った。

せら西地域の結論

- 各自治会 会長最終結論

地域内の移動支援開始 NO！

- 理由

1. 事故が発生したら、どうするのか？だれが責任を
取るのか？

2. 安全の担保をどう推進するのか？

3. 移動支援の出来る人がいない！

応援者（ボランティア）が集まるか？

せら西地域の対応

⇒ されど、移動難民はいるんです！

⇒ そんな時期に、社会福祉協議会から移動サービスに対して
新規の保険紹介

『移動支援サービス事業用自動車保険』

⇒ 移動支援を行っているドライバーに、万が一事故が発生しても、この保険に加入していれば、自分の加入している保険を使わないで事故処理が可能。（対人：対物）

自分の保険を使用しないため保険料の変動がない。

せら西地域の対応

せら西地域の会議は中止となった。が、
黒川地域で継続し移動支援について試行



- ①保険代 ⇒ 社会福祉協議会から
- ②移動応援車 ⇒ 企画課から貸与



黒川自治センターで、ボランティアの移動支援を試
行開始

NOの課題①への対応

1.事故が発生したら、どうするのか？だれが責任を取るのか？

- 1-①『移動支援サービス事業用自動車保険』
の利用。万が一の時は、保険適用
- ②『利用登録申込書』を記入いただく

黒川地区ボランティア送迎 利用登録申込書

○利用者情報

フリガナ		生まれ年	T・S・H	年
氏 名		住 所	世羅町大字黒川	
自宅電話	()	—		
携帯電話	()	— (1) 携帯電話 (2) スマートフォン (※どちらかに○)		
利用予定 ※該当する番号に ○をつけて下さい。	開始予定	(1) 運行開始後すぐに (2) 概ね6か月以内 (3) 1年以上先		
	利用頻度	(1) 週1回程度 (2) 月1～2回程度 (3) 年に数回程度		

○緊急連絡先

フリガナ		自宅電話	()	—
氏 名		携帯電話	()	—

※登録いただいた個人情報は、ボランティア送迎運行上、お住まいの振興区担当ドライバー、町役場と共有いたしますので、あらかじめご了承ください。

課題②への対応

2. 安全の担保をどう推進するのか？

2-①の対応⇒ドライバーへの送迎支援に対しての安全教育

『交通空白地有償運送運転者講習』の受講依頼

2-②通常福山自動車学校での講習、コロナ発生以降休講

⇒黒川自治会で講習許可申請を国土交通省に申請

令和4年10月19日に国土交通省から講習認定書を頂く。

法人事業として令和5年1月から

『交通空白地有償運送運転者講習』を開始。

3か月毎に開始（現在21名の方に終了証発行）

交通空白地有償運送運転者講習

	認定講習のカリキュラム	テキスト該当章
1	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他関係法令に係る基礎的な知識等に関すること。(講義 20 分)	《1》 運転者講習の目的と講習の企画 《2》 移動サービス概論 《6》 移動サービスに関する法律・制度を理解する
2	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること。(講義 50 分)	《8》 リスクへの備えと対応
3	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。(講義 40 分)	《7》 移動サービスの運転に必要な知識と心構え
4	運転方法及び利用者の視点に関すること。(演習 一人当たり 20 分)	《9》 運転実技

課題③への対応

3. 移動支援の手伝いのできる人（＝ボランティア）が集まるか？

3-①の対応⇒黒川自治組織内への周知

令和5年5月の福祉部会

福祉課・社会福祉協議会・民生委員・各中組織の福祉部の方に集まっていたき、移動支援の課題説明

各中組織にボランティアドライバーの選出を依頼

3-②翌月までに15の振興区6振興区と9月までに

さらに6振興区がボランティアドライバーを選任⇒振興区によっては、複数名の選任された地域もあり

⇒『交通空白地有償運送運転者講習』を受講いただく。

課題対応の考え方

地域には、高齢者しかいないが

『自分達の地域は、自分達で守る。助け合う』が基本

1.事故が発生した場合

移動支援サービス事業用自動車保険（物損・人身対応）
に加入、万が一の場合、その保険を適用

2.安全の担保をどうするか？

『交通空白地有償運送運転者講習』の受講
統一した、移動支援の安全教育とした。

3.ドライバーの確保

自治組織の、区長会議、福祉部長会議から移動支援を周
知し、ドライバーの確保推進を今後行う。

ボランティア移動支援実現の要因

1. 企画課・福祉課・社会福祉協議会の協力
車両の貸出・試行保険料の確保等
2. 自治会の協力
区長・福祉部長が、地域へ説明し
協力を得られた。
3. 黒川自治会で法人化
国土交通省に認可が得られた。
4. 地元の商店から協力（2倍のポイント協力）



ご清聴ありがとうございました。

黒川自治会